

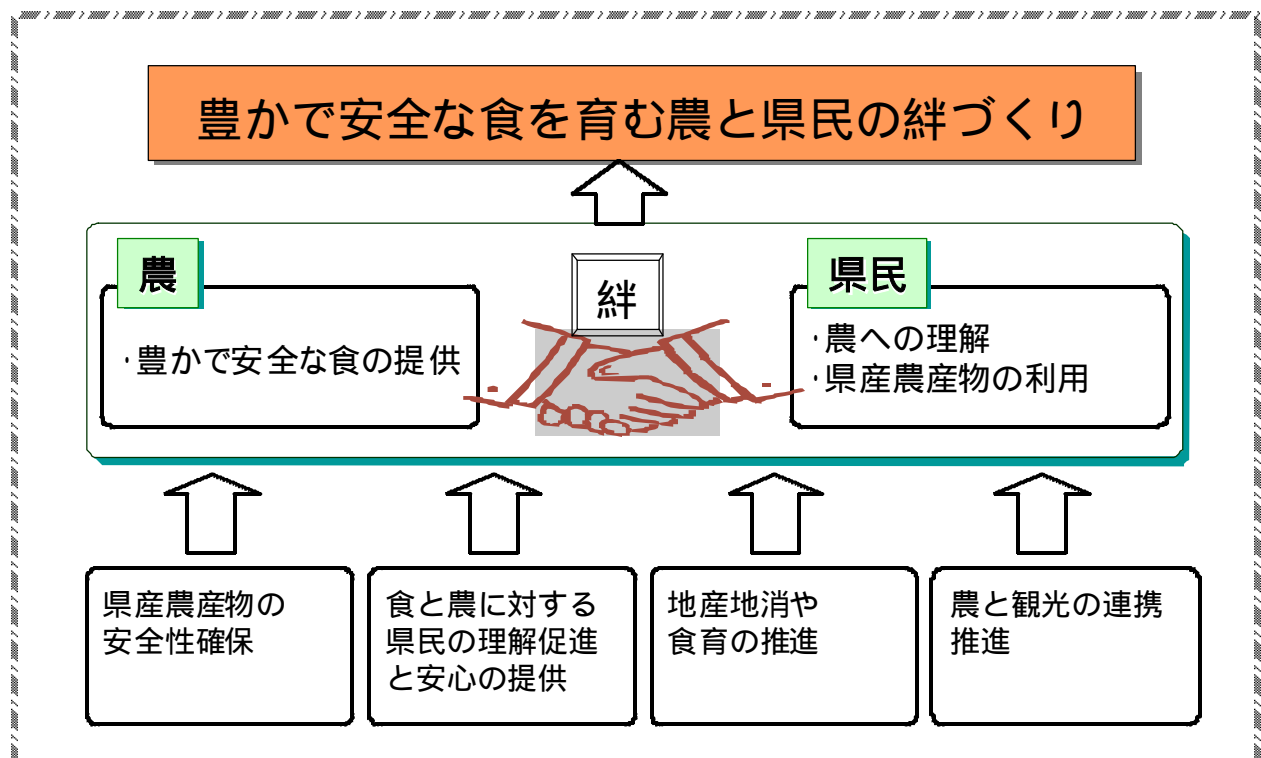
IV. 豊かで安全な食を育む農と県民の絆づくり

- 1 県産農産物の安全性確保
- 2 食と農に対する県民の理解促進と安心の提供
- 3 地産地消や食育の推進
- 4 農と観光の連携推進

ねらい

豊かで安全な「食」を育む「農」と県民との絆づくりを目指し、食の安全の確保と、県民が安心を得られる供給体制の確立を進めます。また、本県農畜産物に対する県民の理解促進に向け、消費者と生産者の情報の共有化や地産地消、食育の推進に取り組みます。

施策展開のイメージ



1 県産農産物の安全性確保

県産農産物の生産から流通の各段階における安全性を確保するため、食品の監視活動や検査体制の充実、農薬適正使用の推進を図ります。また、県民の BSE に対する不安解消など、食肉に対する安全性を確保します。

生産から流通の各段階における、食品の安全性を一層高めるため、監視指導と連動した検査体制の充実を図ります。

ポジティブリスト制度の導入に伴って残留農薬検査項目数の増加を図るとともに、高度化する検査技術や食品の安全性に関する新たな課題への的確な対応を図ります。

試験検査体制の一層の充実と検査データの信頼性を確保します。

カドミウム基準値改正について、生産者や市町村及びJAに対し広く周知を行うとともに、カドミウム低減対策を推進します。

県産生乳の安全性を確保するため、衛生検査にもとづき必要な改善指導を行います。

食品の安全などの分野を含む高度な農業生産工程管理(GAP)の導入を推進します。

食品安全、環境保全、労働安全の各分野を含む高度なGAPを推進し、農産物の安全確保に努めます。

野菜の重点8品目、小麦などの栽培農家に対して、GAPの導入推進を図ります。

既にGAPに取り組み、さらにレベルアップを図る産地に対しては、情報の提供等を通じて第三者認証の取得を支援します。

農薬の適正使用を推進します。

農薬使用者等に対し、農薬の適正使用について啓発するとともに、県が認定する農薬適正使用推進員や農薬管理指導士を通じて適正使用の徹底を図ります。

農薬販売店や農薬使用者等に対し立入り検査を実施し、適正な販売、管理、使用について指導を行います。

生産履歴の記帳推進、出荷団体等における残留農薬の自主検査推進、行政による残留農薬検査の実施の3点セットの取組により、県産農産物の安全性確保を図ります。

畜産物における動物用医薬品の残留をゼロにします。

獣医師、畜産農家に対し、各種講習会等の機会を通じて動物用医薬品の適正な使用を徹底します。

家畜伝染病予防法で定める飼養者が遵守すべき飼養衛生管理基準の徹底とともに、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養管理(農場 HACCP)の考え方を畜産農家へ広めます。

食肉の BSE スクリーニング検査を実施し、県民の BSE に対する不安を解消します。

全頭スクリーニング検査を望む多くの県民の声を反映し、当分の間、全頭検査を継続します。また、国の定める BSE 対策について理解が得られるよう、BSE に対するリスクコミュニケーションを実施します。

と畜場内での特定危険部位の適切な除去の確認、可食部位との分離処理、確実な焼却処分の監視指導を行います。

安全な畜産物の生産に重要な役割を果たす産業動物獣医師の確保対策を行います。

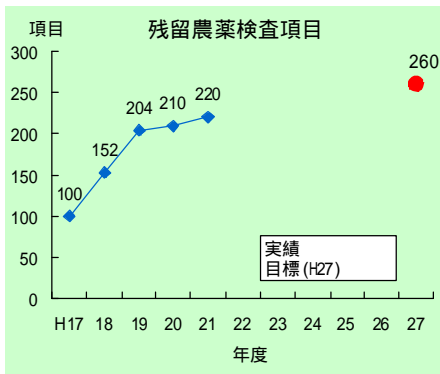
産業動物獣医師修学資金給付事業により、高齢化や減少傾向にある産業動物獣医師の計画的な確保を図ります。

飼養環境、飼料給与等を基本とした予防衛生の知識を持ち、かつ、農場 HACCP を実践できる管理獣医師の育成に努めます。

リスクコミュニケーション：生産者、消費者、食品営業者、研究者、行政その他の関係者の中で、情報及び意見を相互に交換すること。

施策推進指標

| 指標名(単位) | 参考(H17) | 現状(H21)基準年 | 目標年(H27) |
|---------------|---------|------------|----------|
| 残留農薬検査項目数(項目) | 100 | 220 | 260 |



2 食と農に対する県民の理解促進と安心の提供

食と農に対する県民の理解促進を図るため、関係者の交流等に取り組みます。また、農産物の安全確保による消費者への安心の提供や、都市住民や子どもたちを対象にした体験活動を推進します。

食と農に対する県民との意見交流と相互理解を促進します。

消費者、生産者、食品営業者等で構成する「食品安全県民会議」を中心に、関係者間の情報共有と相互理解を促進します。

より多くの県民に、リスクコミュニケーション 事業に参加してもらうため、多様な場を設定します。

リスクコミュニケーションを担う人材育成の充実を図ります。

農業者が実践する農業生産工程管理(GAP)について、消費者の理解促進を図ります。

農産物の安全性確保の取組の理解促進により、消費者に安心を提供します。

消費者が食の生産・加工・流通等の現場を自主的に訪問できる仕組みを整えます。

消費者の多様性に対応し、世代等を勘案した食の安全への理解促進の機会を提供します。

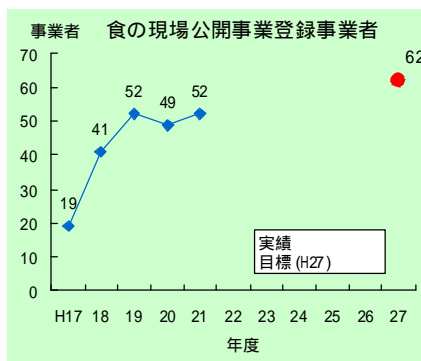
農薬使用の現状と使用基準の遵守による安全性確保について、消費者の理解促進を図ります。

都市住民や子どもたちが、農業・農村の魅力や大切さを実感できるよう、体験的な活動等に関する情報提供を積極的に行います。

農業用水利施設の見学や農作物の収穫体験の実施、小学生向けのパンフレットの発行による情報提供等を行い、農業・農村や農業農村整備に対する県民の理解促進を図ります。

施策推進指標

| 指標名(単位) | 参考(H17) | 現状(H21)基準年 | 目標年(H27) |
|-------------------------|---------|------------|----------|
| 食の現場公開事業登録事業者数 (事業者) | 19 | 52 | 62 |



3 地産地消や食育の推進

県産農産物に対する県民の関心を高めるとともに、その利用促進を図るため、「ぐんま地産地消県民運動推進会議」を中心に地産地消の普及啓発等に取り組みます。また、教育現場や農業団体等との連携により、食育を推進します。

地産地消を県民運動として推進します。

地産地消の推進母体である「ぐんま地産地消県民運動推進会議」を中心に、関係団体が行うイベント等を支援し、県民に広く地産地消を呼びかけます。

地場産農産物の利用を促進します。

地場産農産物やその加工品等を販売又は利用する小売店・旅館・飲食店等を「ぐんま地産地消推進店」として認定し、積極的な広報・PRを行います。

地元農産物を学校給食へ取り入れる取組を積極的に支援します。

県産農産物を主原料とした商品を製造・加工・流通させている企業等を「ぐんま地産地消協力企業」として認定し、積極的な広報・PRを行います。

食に対する感謝の気持ちや、農業・農村が果たしている役割への理解促進を図るため、市町村、保育、教育現場などと連携した食育を総合行政により進めます。

教育機関や農業団体等と連携して、児童・生徒とその保護者に対する食農教育に地域全体で取り組みます。

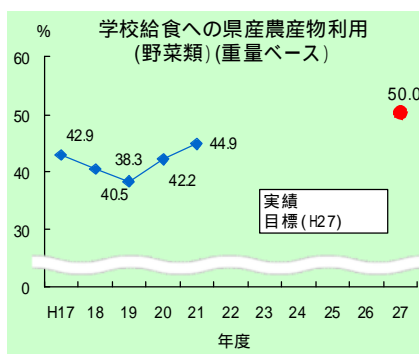
地域の食文化及び伝統的な農産物の継承に関わる団体やNPO等の取組を支援します。

食育推進サポーター制度や食育教材を活用した食育応援事業の拡充を図ります。

県民により身近な地域での食育を推進するため、市町村と協働でぐんま食育フェスタを開催します。

施策推進指標

| 指標名(単位) | 参考(H17) | 現状(H21)基準年 | 目標年(H27) |
|---------------------------------|---------|------------|----------|
| 学校給食への県産農産物利用 (野菜類)(重量ベース:%) | 42.9 | 44.9 | 50.0 |



4 農と観光の連携推進

農と観光の連携強化による農村地域の活性化を図るため、農業・農村が保有する食や景観などの資源の発掘や、これら資源の積極的な活用を推進します。また、こうした取組を通じて県民との絆を強め、県民が誇りを持てる農業・農村の実現を目指します。

立地条件を活かした魅力ある観光農業の展開を支援します。

果樹、いちご等を中心とした観光農業を推進するため、生産者による産地PRやマスメディア等を活用した積極的なPRを支援します。

各種研修会の開催等を通じて、観光農園経営者における「もてなし」の心を醸成します。

消費者ニーズへの対応や観光との連携を一層強化するため、収穫期間の拡大に向けた新品種、品目の導入等を支援します。

地域の特色を活かした観光農業を推進するため、歴史や文化、景観、生態系などの農村環境に配慮した農村資源の保全・整備を支援します。

農産物直売所等を中心に、観光資源としての地場産農産物を積極的にPRします。

観光資源としての本県の優れた食材のPRを行うとともに、県内の農産物直売所等のPRを支援し、地場産農産物の利用を促進します。

魅力のある農産物直売所づくりに向けて、その実態を把握するとともに、活動支援や情報提供を行います。

市町村や関係団体等との連携により、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズム(都市農村交流)の取組を支援します。

県グリーン・ツーリズム連絡協議会及びぐんまグリーン・ツーリズムサポーター連絡会等と連携を図りながら、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズム受入体制の整備を推進します。

パンフレット・ホームページ等を活用した効果的な広報宣伝活動を実施し、県内への誘客を促進します。

人材育成研修会を開催し、地域の受入農家やインストラクターの育成を支援します。

地域の体験メニューの開発や地域資源の商品化に向けた取組等を支援します。

施策推進指標

| 指標名(単位) | 参考(H17) | 現状(H21)基準年 | 目標年(H27) |
|------------------|---------|------------|----------|
| 公設体験交流施設の利用者数(人) | 178,790 | 192,827 | 214,000 |

